

令和 7 年 7 月 25 日

令和 7 年 第 7 回

# 東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

## 令和7年第7回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和7年7月25日（金曜日）午後2時00分～午後3時33分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6会議室

3. 出席委員 1番 岡田博史（教育長）

2番 岩田圭子

4番 新庄涼子

5番 石井和光

4. 欠席委員 3番 藤宮志津子

5. 説明職員

教育部長	田口茂夫	教育指導担当部長兼教育指導課長	石田玲奈
教育総務課長	加藤泰正	学校施設更新等担当課長	長瀬正人
指導担当課長	俵宗次郎	青少年課長	内野峻佑
生涯学習課長	廣瀬裕	中央図書館長	浴靖子

6. 書記

庶務係長	赤間祐介	主事	濱仲あかね
------	------	----	-------

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第31号議案 令和8年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択について
- 第 4 第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 5 第33号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 6 その他報告事項 (1) 令和6年度東大和市学校給食会計決算の報告について  
(2) 令和7年度第1回図書館協議会への諮問について

### ◎開会の辞

○岡田教育長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和7年第7回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

初めに、藤宮委員についてですが、本日はご欠席とのご連絡をいただきておりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

---

### ◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員にお願いいたします。

---

### ◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。資料をご覧ください。

6月24日火曜日、空堀川上流雨水幹線工事の現場見学会に出席しました。こちらは、治水対策で大雨が降ったとき冠水しないように上仲原公園の辺りからハミングホールの辺りまでトンネルをシールドマシーンで掘りまして、そこに水を流していくものです。そのトンネルの中を見学しました。なかなか見学できないものですから、第二小学校、第三小学校、第五小学校、第六小学校の4年生と5年生が見学することになりました、私のはうも拝見させていただきました。

6月25日水曜日、令和7年度第1回東大和市青少年問題協議会に出席しました。

6月26日木曜日、第55回東大和市民文化祭実行委員会に出席しました。

6月27日金曜日、東大和市教育委員会定例会に出席しました。

6月28日土曜日、災害対策本部訓練に出席しました。

6月29日日曜日、赤城高原における移動教室を視察しました。こちらは、今年度から市内全小学校10校の5年生に対し、赤城高原に1泊2日の移動教室を実施することにしました。今回は第二小学校の5年生が実施をしておりまして、実際にどんな様子で活動しているかを見学、視察してきました。ちょうど行ったときに山登りから戻ってきたところで非常に疲れたと言いつつも、その後のスプーン作りなどは非常にいい表情をしながらみんなで楽しんでいる様子を見ることができました。

第1学期で10校中8校が実施済みでして、どこの学校の子どもたちも非常に楽しかったとか充実していたというような、感想を聞くことができています。第2学期は残る2校、七小と九小が赤城高原に移動教室に行くことになっています。

同日、藤岡市民プール「みずとぴあ藤岡」を視察しました。こちらは室内的プールとなります。

6月30日月曜日、教育委員会訪問で第八小学校に行きました。今年度から教育委員会訪問につきまして、教育委員も給食を召し上がっていただき、食育を充実させる取組という観点から、子どもたちの給食の様子をご覧いただいております。随分と食に関して子どもたちの興味・関心が高まっていると感じました。

7月1日火曜日、市職員人事異動辞令交付式に出席しました。校長会に出席しました。教育委員懇談会に出席しました。立川税務署長離任による市長表敬訪問に出席をしました。

7月2日水曜日、明治学院大学白金キャンパス、小野教授を訪問しました。小野教授は、10年以上前に、東大和市教育委員会の不登校対策のスーパーバイザーとしてご指導いただいた先生です。現在、全国的に不登校の児童・生徒数が年々増えている状況でして、今後の不登校対策の実施するべき内容についてご指導をいただきました。

不登校対策の方向性も今後さらに考えていかなければいけないなと思いました。

7月3日木曜日、副校長会に出席しました。

7月5日土曜日、中央公民館活動グループ展示・発表会を観覧しました。

7月7日月曜日、教育委員会訪問で第一中学校を訪問しました。

7月8日火曜日、令和7年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価説明会に出席をしました。こちらは、令和6年度の東大和市教育委員会の取組の状況について、学識経験者であります廣嶋委員、外池委員の2名に6年度の取組について説明をいたしまして、今後、その取組についての評価をしていただき、ご意見をいただくものです。

当日は、学校給食センターで給食も召し上がっていただき、令和6年度末に行われた給食費の改定や給食費の無償化を実施したこともありましたので、給食の簡単な説明もさせていただきました。

7月10日木曜日、教育委員会訪問で第五小学校に訪問しました。

7月12日土曜日、第25回東大和市立中学校によるけやきジュニア音楽祭を観覧

しました。市内全中学校5校の吹奏楽部や合唱部、または軽音楽部の演奏等を拝見させていただき、中学生における音楽の活動が非常にレベルの高いものと感じました。

コンクールが間もなく始まると思いますが、そちらに向けた練習の成果を見ることができました。

7月13日日曜日、東大和少年少女合唱団第16回定期演奏会を観覧しました。

7月14日月曜日、令和7年度第1回学校給食運営委員会に出席しました。

7月15日火曜日、立川税務署長着任による市長表敬訪問に出席しました。

7月16日水曜日から17日木曜日、喜多方市を訪問しました。友好都市の喜多方市に訪問したのは、学校給食に喜多方米を取り入れられないかと喜多方市の教育委員会、またはJAなど、関係の機関の方々とお会いして調整を図ってきたものです。非常に丁寧に説明していただき、流通経路や喜多方米の特別栽培米の様子を拝見させていただきました。

また、併せて、市の取組として市内の中学生を対象とした、喜多方市で農泊をする体験活動の募集をかけておりまして、今月末までが募集期間となっております。民泊をする関係で、その民泊施設の様子や稻刈りの体験をするため、稻刈りを行う棚田の様子を見せていただき子どもたちがこれから喜多方市で体験活動するに当たって非常に楽しみな取組と感じました。喜多方市の皆さんには非常に良くしてくださり、非常に有意義な訪問だったと思っております。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告についてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。特によろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、教育長諸務報告を終わります。

---

◎日程第3 第31号議案 令和8年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択について

○岡田教育長 日程第3、第31号議案 令和8年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第31号議案  
令和8年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択につきまして、  
提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和8年度から使用する小・中学校特別支援学級用教科書を決定して  
いただるためにご提案申し上げるものです。

これまで、東大和市立小・中学校使用教科書採択要綱及び東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択事務要領に基づき、教科書採択資料作成会議及び教科書調査部会を設置し、小・中学校の校長、教員、保護者代表の方を委員・部員として約3か月にわたり調査、研究をしてきました。

その結果、教科書採択資料作成会議から令和7年7月11日付で調査・研究の報告がありました。本日は、教科書採択資料作成会議からの調査・研究について、教科書採択資料作成会議座長からご説明いただき、教育委員の皆さまからの質疑を経て、令和8年度から使用する教科書のご決定をお願いしたいと存じます。

なお、特別支援学校用の教科書につきましては、学校教育法附則第9条に規定されている教科書を含んでおります。

それでは、調査・研究の報告までの経過と採択に至る手順につきましてご説明いたします。

令和7年5月23日に第1回教科書採択資料作成会議及び教科書調査部会を書面にて開催し、令和8年度使用教科書に関わる調査・研究について依頼いたしました。

その後、教科書調査部会での調査・研究を経て、教科書採択資料作成会議を開催し、厳正にご協議をいただきました。

そして、先ほどご説明いたしましたように、7月11日に教科書採択資料作成会議座長から教育長に調査・研究報告書をご提出いただいたところであります。

次に、本日の教育委員会における採択に至る手順をご提案させていただきます。

まず、教科書採択資料作成会議座長から審議経過及び調査・研究報告の概要説明、資料の説明をいたします。教育委員の皆様には説明に対するご質疑をお願いいたします。

なお、質疑が終わりましたところで、教科書採択に関わる教育委員会の基本的な考え方及び採択基準等について再度ご確認いただき、その後、審議を経て採択をお願いいたします。

事務局といたしましては、このような手順で進めたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○岡田教育長 採択に至る手順につきましては、ただいま事務局より提案がありましたが、いかがでしょうか。ご異議ござりますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 では、採択に至る手順につきましては、事務局からの提案どおり進めます。

ただいま傍聴の希望の方がいらしたため、傍聴の許可についてお諮りいたします。

本日の会議について、傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

(傍聴者 入室)

○岡田教育長 それでは、ここで教科書採択資料作成会議座長にお入りいただきます。お願ひいたします。

(溝口小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 入室)

○岡田教育長 それでは、石田教育指導担当部長、続けてお願ひいたします。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 続きまして、本日ご出席いただきました教科書採択資料作成会議座長を紹介いたします。

小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長、溝口佳江第九小学校校長です。報告書提出までの経過につきまして教科書採択資料作成会議座長から報告していただきます。

○岡田教育長 それでは、報告書提出までの経過について、報告をお願ひいたします。

溝口座長、お願ひいたします。

○溝口小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 初めに、報告書提出までの経過につきましてご説明させていただきます。

令和7年5月23日に第1回教科書採択資料作成会議及び教科書調査部会が書面にて開催され、令和8年度に使用する教科書に関する調査・研究の依頼を受けました。その後、校種別に調査・研究を行うとともに、6月12日に本市に所蔵され

ている各発行者が出版した一般図書の見本を確認しました。

その後、校務ネットワーク等を活用して連絡を取り合いながら調査・研究資料の作成を行いました。

教科書調査部会で作成された資料を基に、7月8日に第九小学校で教科書採択資料作成会議を開催し、慎重に検討並びに協議を行い、教育委員会に提出する報告書を作成しました。7月11日に教育長に調査・研究報告書を提出しました。

次に、教科書の調査・研究に関する基本方針と留意事項について説明します。

次の2つの観点で調査・研究を行いました。第1に、学習指導要領に示された目標等を踏まえているか、第2に、学力の向上を図ることや地域の実態、学校の実情に即して学習指導要領に示す目的や内容等、市内に在籍する小・中学生が学習する上で効果的な教科書になり得ているかという観点です。

特別支援学級では、児童・生徒の障害の種類や程度、能力、特性にふさわしい内容の図書を採択することが適切である場合には、学校教育法附則第9条の定めにより、文部科学大臣の検定を経た教科用図書以外の教科用図書を使用することが認められております。本年度使用している教科書より明らかに優れたもの、また、児童・生徒の実態に即しているものなど、採択替えを行う必要がある教科書について調査・研究を行ってまいりました。

以上、公正で適正かつ円滑な採択が実施されますよう調査・研究を行いまして、報告とさせていただきます。

○岡田教育長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきましてご質疑をお願いいたします。ご質疑はございますでしょうか。

特によろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、次に、調査・研究報告書の説明のほうをお願いいたします。

溝口座長、お願いいいたします。

○溝口小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 それでは、小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議から報告いたします。配布されている様式1、一覧表に星印のある教科書は、今年度新しく調査・研究を行いました。資料1ページの第三小学校の一覧表をご覧ください。

保健の第3学年から第6学年、生活単元学習、社会地図の第5学年の5点について、附則9条本一般図書から検定教科書へ、生活単元学習の第1、2、5、6学年の4点について、附則9条本一般図書から附則9条本一般図書へ採択替えをお願いしたいと考え、調査・研究を行いました。

資料13ページからの第一中学校の一覧表をご覧ください。

書写の第1学年、数学の第3学年、理科の第1学年及び第2学年、外国語の第3学年、美術の第3学年、家庭科の第2学年の7点について、附則9条本一般図書から附則9条本一般図書へ採択替えを行うとともに、社会の第1学年及び第3学年の2点については、新たに附則9条本一般図書の採択をお願いしたいと考え、調査・研究を行いました。

今回の調査・研究の視点については、児童・生徒にとって分かりやすく、理解しやすいか、イメージを持ちやすいか、今後も使い続けられるかという視点で行いました。

それでは、調査・研究を行いました小学校4点、中学校9点の一般図書についてご説明します。

小学校からご説明いたします。

第1に資料5ページ、小学校、生活単元学習、金の星社、「1ねんせいの せいかつ えじてん」についてです。本の主な特徴としましては、挨拶、トイレや雨具の使い方、日時の読み方、安全な歩き方、掃除、友達の家に遊びに行くなど、日常で生活する上で大事なことについて取り上げられていること、イラストで分かりやすく示されていることから、視覚的に理解しやすい表現になっていることなどが挙げられます。

第2に資料6ページ、小学校、生活単元学習、金の星社「やさしくわかる ぼうさい・ぼうはんのえほん じしん・つなみ どうするの?」についてです。

本の主な特徴としましては、災害や犯罪、危険なことから自分で自分の身を守る方法を学ぶ内容が取り上げられていること、イラストが多いため、児童が興味を持ちやすく、視覚優位な児童にとって理解しやすい内容になっていることなどが挙げられます。

第3に資料8ページ、小学校、生活単元学習、岩崎書店「一人前になるための家事図鑑」についてです。

本の主な特徴としましては、片づけ、掃除、洗濯、料理の4分野について、

図で分かりやすく解説されており、写真やイラストも大きく示されていることから、視覚的に理解しやすい表現になっていることなどが挙げられます。

第4に資料9ページ、小学校、生活単元学習、国土社「地図っておもしろい！

②地図を読めるようになろう」についてです。

本の主な特徴といたしましては、地図の決まりや読み方などを学ぶことができる内容になっており、イラストが豊富で説明も分かりやすく、地図の読み取りについて児童が理解しやすいことなどが挙げられます。

次に、中学校についてご説明いたします。

第1に、資料15ページ、中学校、書写、小峰書店「筆であそぼう 書道入門2」についてです。

本の主な特徴といたしましては、筆の使い方から整った文字を書くための書写の基本的な内容となっており、丁寧な図解で分かりやすい表現になっていることなどが挙げられます。

第2に資料16ページ、中学校、社会、草思社「みんなのためのルールブックあたりまえだけど、とても大切なこと」についてです。

本の主な特徴といたしましては、次の人のためにドアを押さえていよう、誰であれ仲間外れにしないなどの基本的なルールを取り扱った内容になっており、分かりやすい端的な言葉とイラストで伝えたい内容が明確に示されていることなどが挙げられます。

第3に資料17ページ、中学校、社会、ポプラ社「もっと知りたい図鑑6 行ってみよう！京都・奈良図鑑」についてです。

本の主な特徴といたしましては、京都・奈良の寺社仏閣についてイラストや地図つきで紹介しており、学校行事と関連して学習することができる内容になっていることなどが挙げられます。

第4に資料18ページ、中学校、数学、技術評論社「見ながら学習調べてなつとく ずかん数学」についてです。

本の主な特徴といたしましては、暮らしの数字に関する事象や古代の数字に関することなど、図表を用いて分かりやすく示されており、生徒が興味・関心をあげられることなどが挙げられます。

第5に資料19ページ、中学校、理科、東洋館出版社「くらしに役立つ理科」についてです。

本の主な特徴といたしましては、学習指導要領の理科の生命、地球、自然、物質、エネルギーの内容で構成されており、理科で扱う様々な現象について、実際の生活の中での適用場面などを解説していることなどが挙げられます。

第6に資料20ページ、中学校、理科、農山漁村文化協会「農作業の絵本③ 野菜の栽培と診断」についてです。

本の主な特徴といたしましては、野菜の育つ仕組み、葉の色や形、節間の長さや葉柄の角度などのポイントについて分かりやすく示されていること、ルビが振ってあり、どの生徒にとっても読みやすいことなどが挙げられます。

第7に資料21ページ、中学校、技術、汐文社「気をつけよう！情報モラル 1. ゲーム・あそび編」についてです。

本の主な特徴といたしましては、スマートフォンのゲームやアプリを取り上げ、情報を上手に利用し、トラブルを防ぐための知識を取り上げており、トラブルを避ける方法など、情報モラルについて学べる内容になっていることなどが挙げられます。

第8に資料22ページ、中学校、家庭、岩崎書店「一人前になるための家事の図鑑」についてです。

本の主な特徴といたしましては、写真やイラストが大きく示されていることから視覚的に理解しやすい表現になっており、生徒が自立するために必要な知識を身につけられる内容になっていることなどが挙げられます。

第9に資料23ページ、中学校、英語、戸田デザイン研究所「和英じてん絵本」についてです。

本の主な特徴といたしましては、イラストつきの和英辞典となっていて分かりやすく、収録単語数は1,355語以上あり、生徒の習熟の程度に応じて指導できることなどが挙げられます。

以上で小・中学校特別支援学級用教科書調査部会のご説明を終わります。

○岡田教育長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、質疑をお願いしたいと思います。

初めに私から質問させていただきます。

教科書採択に当たりまして、溝口座長はじめ皆さんに調査・研究、資料作成会議や調査部会等で調査、研究をしていただき、また報告書の作成と提出、ありがとうございました。

私の質問は、特別支援学級の児童・生徒が使用する教科書を選ぶ際のポイント、特に重視したポイント、改めて何をポイントとして重点を置いたかを教えていただけますでしょうか。

○溝口小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 ご質問いただきました内容について、ご説明いたします。

各教科において障害のある児童・生徒が主体的に考え、十分な理解につながる教科用図書であるかどうかを重視し、調査・研究いたしました。また、文字量や表現方法など、児童・生徒の障害の種類、程度、能力等においてふさわしい内容であるか、上学年や他教科で使用する教科用図書との系統性、関連性も考慮し、将来の自立に役立つ学習内容を具体的、実際的に指導できる教科用図書であるかについても重視いたしました。

○岡田教育長 ありがとうございます。一人ひとりの児童・生徒にとって適切な教科書となるため、細かい部分まで、将来のことも見据えて選んでいると理解しました。ありがとうございます。

ほかにご質疑ございますでしょうか。

新庄委員、お願いします。

○新庄委員 ご説明ありがとうございます。

今のご説明を伺って、写真やイラストなどが多いことが印象に残りました。視覚的に理解しやすい内容が特別支援学級の生徒にとって有効という理解でよろしいでしょうか。

○溝口小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 はい、そのように捉えております。

○新庄委員 ありがとうございます。

○岡田教育長 ほかにご質疑ございますか。

岩田委員。

○岩田委員 調査部会の調査・研究や報告書の作成と提出、お疲れさまでした。

1つ私からお伺いします。検定教科書と一般図書がありますが、一般図書を使用するに当たって良い点を教えていただきたいと思います。

○溝口小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 ご質問いただきました内容についてご説明いたします。

一般図書は、特別支援学級において検定済み教科書または著作教科書の使用が

適当でない場合に使用することができます。一般図書は、視覚的に理解しやすい内容となっており、児童・生徒の興味・関心をより引き出しやすいこと、内容や難易度が多様で児童の理解力や障害の程度に合わせて選択できること、料理、マナー、交通安全などの内容もあり日常生活に役立つ内容が豊富で生活に密着した内容で実践的な学びができるなどが一般図書の良い点として考えられます。

○岡田教育長 ほかにはございますか。

石井委員、お願いします。

○石井委員 中学校について伺います。

第一中学校では新規の採択が多くなっていますが、供給不可となっているものもあり、継続的な使用が難しい場合はどのように選んでいるのか教えてください。

また、五中は検定教科書を使う教科が多いようですが、理由について教えていただければと思います。

○岡田教育長 溝口座長、お願いします。

○溝口小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 ご質問いただきました内容についてご説明いたします。

第一中学校では、発行元による供給ができないものがあり、採択替えを行っているものもあります。一番は生徒にとって理解しやすいことが大切であり、視覚的に捉えやすいか、ルビが振ってあるか、文章が端的に示されていて分かりやすいかなども検討いたしました。

採択後に何らかの理由で供給不能という事態が発生しないよう、各学校はあらかじめ調査・研究を進めるに当たり、候補に挙がっている一般図書が供給不能となる可能性がないか、発行元等に確認した上で調査・研究を進めてまいりました。

採択した一般図書が供給不能となった場合は、主に通常の学級で使用している検定教科書で対応していく予定となっております。

次に、第五中学校についてですが、検定教科書を使用することで一般図書よりも学習内容が幅広いため、児童の特性に応じながら通常の学級に準じた指導を開くことができると考えられます。

また、検定教科書においても、児童・生徒の興味・関心を引く工夫がされているため、自分で学習しようとする生徒にとっては有効な教材となるものと考えております。

○岡田教育長 そのほかございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、私から質問させていただきます。検定教科書についてお話ししていただいだのですけれども、通常の学級で検定教科書は使われます。特別支援学級で通常の学級で使う検定教科書を使うに当たり、もう少し詳しくどのように使用していくか教えていただけますでしょうか。それが1つです。

もう一点は、児童・生徒の実情を配慮していくのは今までの説明の中でとてもよく分かるし、認識もしているのですけれども、同じ教科で学校によって違う教科書を採択していることがあります。学校の実態がどのようにになっているのか、なぜ違う教科書を採用しなければいけないのかということについて、説明ができればその2点をお願いいたします。

○溝口小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 ご質問いただきました内容について、ご説明いたします。

まず1点目です。特別支援学級においては学校教育法に定める小学校または中学校の目的及び目標の達成を目指すことは変わりませんが、学級の実態や児童・生徒の障害の状態等を考慮の上、知的障害特別支援学校の教科別の指導、各教科等を併せた指導を適切に組み合わせるなど、児童・生徒の実態に合った教育課程を編成する必要があります。そのため、各教科の目標や内容を他学年の教科の目標や内容に変えて検定教科書を使用している場合もあります。また、実態としては、保護者の中には通常学級で使用する教科書も使用してほしいという要望もございます。

2点目についてです。特別支援学級では、児童・生徒の多様なニーズに応じて教育課程や教科書の選定、指導体制が柔軟に構成されています。それぞれの学校で児童・生徒の実態は異なり、また、それまで学習して積み重ねてきた内容も変わってくるため、選ぶ教科書も異なる必要があります。基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って指導を行いますが、調査・研究資料でお示しした教科書を活用するとともに、教員が指導を工夫して児童・生徒の資質能力の向上に努めています。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

保護者の要望は、なかなか気づかない部分であるかと思うのですけれども、保護者の要望も加味しており、児童・生徒のこれまでの各学校の教育課程に準じて、

経験や学びにも合わせて子どもたちの教科書を選んでいることについてよく分かりました。ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、これをもちまして教科書採択資料作成会議からの報告について質疑を終了したいと思います。

なお、この後、報告及び質疑の内容等を参考としまして協議をし、採択を行いたいと考えております。小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長の溝口校長先生、本日はご多用の中、大変ありがとうございました。

○溝口小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 ありがとうございました。

(溝口小・中学校特別支援学級用教科書採択資料作成会議座長 退室)

○岡田教育長 それでは、審議を再開いたします。

次に、事務局より教育委員会としての教科書採択に関わる基本的な考え方、また採択基準等について確認をしたいと思います。

石田教育指導担当部長、お願いいたします。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 初めに、教科書採択に関わる教育委員会としての基本的な考え方について確認をいたします。

本日配布しました資料をもって確認とさせていただきますが、採択に当たりまして、採択に関わる基本的な考え方を四角で囲まれた枠内に4点示しております。

第1に、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること、第2に、自ら学び、自ら考える力を育成すること、第3に、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること、第4に、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること、これらを踏まえて実施いたします。

次に、採択基準の視点について6点確認をいたします。

第1に、公正な内容で適切な教育的配慮が施されたものであること、第2に、基礎・基本の確実な習得を助けるものであること、第3に、学び方、考え方の習得が図られるものであること、第4に、児童・生徒にとって分かりやすく丁寧なものであること、第5に、心に響く美しいものであること、第6に、知識、技能

が生活において生かされるよう配慮されていることです。

続きまして、採択基準の観点について4点確認いたします。

第1に、内容、第2に、構成及び分量、第3に、表記、表現及び使用上の便宜、第4に、その他教科の特性に基づき特に調査・研究が必要な事項です。

以上でございます。

○岡田教育長 ただいま事務局より教科書採択に関わる基本的な考え方及び採択基準等について確認のための説明がございました。確認ですので、今日資料が手元にない状況ですが、今説明のあったとおりです。よろしくお願ひいたします。

それでは、説明がありました教科書採択に関わる教育委員会の基本的な考え方及び採択基準等を踏まえ、小・中学校特別支援学級用教科書について審議と採択に入ります。

特別支援学級用教科書につきましては、学校教育法附則第9条の定めによる教科書について特に支障があり、より明らかに優れたものがある場合は、採択替えを行うとしております。教科書採択資料作成会議座長の説明にもありましたとおり、小学校が9点、中学校が9点に関する教科書の調査・研究資料が提出されております。こちらはお手元に資料があるとおりです。

それでは、審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩田委員、お願ひします。

○岩田委員 教科書採択資料作成会議の報告がありましたが、一番にそれぞれの児童や生徒の実態や学校現場の様子を踏まえて実際の生活に役立てることができる知識や技能、態度などを身につけることができることを重視して、現場の先生方が調査・研究をして報告書を作成していることがよく分かりました。このことを踏まえまして、調査・研究結果に掲載されている教科書を採択してよいと考えます。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

石井委員、お願ひします。

○石井委員 私も先生方が個々の児童の実態に即して教科別の指導を行うほか、必要に応じて各教科などと併せて指導を行うなど、効果的な指導方法を工夫するため、教員が児童・生徒の実態を踏まえて行った調査・研究結果に掲載されている

教科書を採択してよいと考えます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかいかがですか。

今のご意見は、資料作成会議で調査・研究した教科書は、児童・生徒の実態に即しているとの報告をいただいているので、それを採択していいとのご審議でした。

それでは、特別支援学級用教科書につきましては、小学校、中学校から新たに提出された教科書、そして従来の教科書を一括して採択をしたいと思います。

それでは、特別支援学級用教科書について賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○岡田教育長 ご異議がございませんでしたので、以上で特別支援学級用教科書の審議を終わりたいと思います。

そのほか、各委員からご意見等ございますでしょうか。

それでは、全委員が賛成ですので、特別支援学級用教科書については提出された資料のとおり決定といたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

これをもちまして、日程第3、第31号議案 令和8年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択についての議題を終了いたします。ありがとうございます。

---

#### ◎日程第4 第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第4、第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、公民館において令和7年10月分の利用予約から新しい公共施設予約シ

システムに変わることに伴い、東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正するものであります。

それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表でご説明させていただきます。お手元の資料、新旧対照表の2ページをご覧ください。

第5条は、使用の申請の規定で、第2項に第8条以降で予約等システムを含んだ手続を規定するため、規定の範囲を加えるものであります。

第1号は、総会等による中央公民館ホール等を使用する場合、第2号は、公開学習会で使用する場合において、使用しようとする日の属する月の4か月前の月の初日から使用しようとする日までに使用申請することになりますが、予約等システムにより一般的な予約を行うことから、第8条第2項に規定する申込期間を除くを使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日から末日までの間を除くに改めるものであります。

3ページをご覧ください。

第3項は、第7条第1項の規定による使用の予約をしている場合の読み替えの規定で、第8条第2項に規定する申込期間を除くを使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日から末日までの間を除くに改めるものであります。

第4項は、現行システムの抽選で当選し予約した者が利用申請書を提出する際の読み替え規定で、第8条第4項を第8条第2項に、第8条第4項の規定による使用の予約をした日を第8条第2項の規定による当選の通知を受けた日に改めるものであります。

4ページをご覧ください。

第7条は、使用の予約の規定で、第1項中、次条第2項に規定する申込期間を除くを公民館の施設又は施設を使用とする日の属する月の2か月前の月の初日から末日までの間を除くに改めるものであります。

5ページをご覧ください。

第8条は、使用の予約の特例の規定で、予約等システムを利用して抽選による使用の予約の申込みをすることができるよう抽選申込みの規定を改めるものであります。

第1項は、予約等システムを利用して使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日から14日までの間に、抽選による使用の予約の申込みができるとするものであります。

第2項は、抽選による予約の申込みを受けた場合は、申込期間の末日の翌日に抽選し、当選した者に抽選の結果を知らせる措置を予約等システムを利用して行うものとするものであります。

第3項は、抽選により当選した者は、当該抽選の日の属する月の末日までに使用申請書を提出しなければならないとするもので、使用申請書を提出しないときは抽選による予約は失効するとするものであります。

第4項は、第7条第2項と同様に、災害などにより施設または設備の利用ができなくなったときなどに予約を取り消すことができるとするものであります。

6ページをご覧ください。

第9条は、使用の申請の特例の規定で、第1項は、使用申請書の提出は予約等システムを使用して行わせることができるとするものであります。

第2項は、予約等システムによる申請期間の定めで、第1号は、予約等システムによる抽選により当選した者は、第8条第3項に定めるまでの間、第2号は、第1号以外の者は公民館の施設または設備を使用しようとする日の属する月の前月の初日から使用しようとする日までの間とするものであります。

第3項は、前項で行われた申請は、予約等システムに登録された時点で到達したものとみなすものであります。

第9条は、使用の承認の規定で第10条に改め、第1項はそれぞれの規定による申請があったときは、その適否を審査し、適當と認めたときは使用許可書を交付するものに改めるものであります。

第2項は、前項の規定について予約等システムを用いて行うことができるとするものであります。

7ページをご覧ください。

第3項は、前項の規定について、使用許可書の交付を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに、使用許可書の交付を受ける者に到達したものとみなすとするものであります。

第11条は、システムを利用した使用料の納付の規定で、条例第10条第1項に規定する使用料の納付は予約等システムを用いて行うことができる旨を定めるものであります。

第12条は、使用許可書の提出の規定で、使用の承認を受けた者は使用許可書を公民館へ提出しなければならないと定めるものであります。

第10条を第13条とし、第11条から第14条につきましては、それぞれ繰り下げるものであります。

9ページをご覧ください。

最後に附則であります、附則第1項は、規則の施行日を令和7年8月1日とするものであります。

次に、経過措置であります、附則第2項は、改正後の第8条及び第10条の規定は令和7年10月1日以後の使用に係る予約及び承認に適用し、同日前の使用に係る予約及び承認については、なお従前の例によるものとするものであります。

附則第3項は、改正後の第9条、第11条及び第12条の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る申請、使用料の納付及び許可書の提示について適用するとするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらお願ひいたします。

内容が難しかったのではないかと思うのですけれども、予約のシステムが変わったことで、文言等の整理や申請のための改正であるとのことです、もう少し簡易的にお話していただけますでしょうか。

田口教育部長。

○田口教育部長 教育長からお話をありましたとおり、ここでシステムを入れ替えることが第一前提にあります。一般的に使用しようとする月の2か月前からシステムで仮予約ができるわけでございますが、総会など特別なものについては4か月前から予約できるようにしないと、一般の方々と抽選予約の競争になってしましますので、一定の配慮がされていることが規定されています。

そのほか大きな点としましては、多くの団体は使用料が無料であることが多いのですが、有償となる場合もありますので、システムから使用料を納められるように規定がされているとご理解をいただければと思います。

現状のシステムとの相異は、使用料の支払いがシステムからできることになりますが、その他につきましては、大きく変わっていない内容になります。

ただ、規定上、現状に合わせ若干文言の整理などをさせていただいているとご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○岡田教育長 システムの変更に伴って定めないといけないことがあると思います。

田口教育部長の説明でご理解いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑のほうを終了いたします。

お諮りいたします。

第32号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

---

#### ◎日程第5 第33号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第5、第33号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第33号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和7年10月使用分から予定しております予約等システムの変更に伴い、東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正するものであります。

それでは、内容につきまして、提案資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

お手元の資料、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条は登録申請等の規定で、第1項において、登録団体の責任者は登録申請を行うとともに、その際、本人確認書類を提示すること、第2項において、登録団体の要件などを加えるとともに、第3項において登録台帳への登録及び登録証に変えて登録番号の交付、第4項において、登録事項の変更の手続、第5項において登録事項等の現況確認、第6項において第3項の手続は予約等システムを利用することができるよう改め、第3条を削除するものであります。

3ページをご覧ください。

第4条は、登録の取消しの規定ですが、第3条に改め、第2項において、登録抹消に関する規定を2年以上施設を使用しない場合から管理者は登録者が第2条第2項に定める要件に該当しないと認めたとき又は同条第5項の規定により現況の確認の手続を求めた場合において、その求めに応じなかったときに改めるものであります。第5条は、世話人の設置の規定ですが、第4条に改めるものであります。

第6条は、打合せ会の開催等の規定ですが、第5条に改め、「10日から20日まで」を「1日から15日まで」に改めるものであります。

4ページをご覧ください。

第7条は、使用の申込みの規定ですが、第6条に改め、文言整理を行うものであります。また、第4項として、第2項に規定する使用申込みは予約等システムを利用して行わせることができると、第5項として、前項の規定により行われた使用申込みは、当該使用申込み等を受ける管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに管理者に到達したものとみなすと定めるものであります。また、第4項を第6項に改めるものであります。

5ページをご覧ください。

第8条は、使用の承認の規定ですが、第7条に改め、第1項において文言整理を行うとともに、第2項で使用許可書の交付を予約等システムから行うことができるよう、また、第3項の使用許可書の到達の規定を定めるものであります。

第8条は、使用料の納付の規定として、条例第7条に規定する使用料の納付は予約等システムを用いて行うことができる旨を定めるものであります。

第10条は、使用者の義務の規定で、第1項第1号における使用許可書が紙媒体から予約等システムによる電子媒体での交付に変わることに伴い、「携帯し」を「提示し」に改めるものであります。

6ページから7ページの第11条は使用料の免除の規定で、第2項において文言整理を行うとともに、第3項において学校施設使用料免除申込書の提出の方法、第4項において免除申込書の申込みの到達、第3項を第5項に改め、文言を整理し、第6項で免除承認書の交付については予約等システムを用いて行うことができるよう、また、第7項の免除承認書の到達の規定を定めるものであります。

第12条は、使用停止・取消しの通知の規定で、文言整理を行うものであります。

第14条は、委任の規定で、「必要な事項」を「必要な様式その他の事項」に改めるものであります。

9ページをご覧ください。

第1号様式から第7号様式につきましては、第14条の改正に伴い、管理者が定めるものとすることから削除するものであります。

7ページにお戻りください。

最後に附則でありますが、附則第1項は、規則の施行日を令和7年8月1日とするものであります。

8ページをご覧ください。

次に経過措置でありますが、附則第2項は、この規則の施行の際、現に改正前の東大和市立小中学校施設使用条例施行規則第2条第2項の規定により登録を受けている者は、改正後の第2条第3項の規定により登録を受けた者とみなすとするものであります。

附則第3項は、改正後の第6条、第7条及び第11条の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る申込み、承認及び使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る申込み、承認及び使用料の免除については、なお従前の例によるものとするものであります。

附則第4項は、改正後の第8条の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料の納付について適用するとするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

石井委員、お願ひします。

○石井委員 夜間の施設開放の時間が10時までとなっています。10時は学校の関係者がいないため、最後の施錠は、施設利用者にお任せしていると思いますが、今まで何か問題はなかったのですか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 今、石井委員からお話がありましたとおり、夜間使用後の施錠につきましては、基本的に機械警備になっており、使用に当たっての注意事項は使用団体に、団体登録の際にご案内をしております。

警備をし忘れるよりも、うまくいかなかつたことで警備会社が来ることがある

ようですが現状はそんなに多くないと聞いております。

また、施設等のトラブルについては、翌日学校から担当課に連絡があり、必要であれば団体とも調整はさせていただいておりますが、現状、それほど多くないと聞いております。

どうしても社会人の方々が利用するため、平日の場合は夜間利用が一番多いことがございますので、今後、見直す機会はあると思いますけれども、その際は利用者のご意見を聞きながら、検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはございますか。

予約システムは、インターネット上で手続きを行うことだと思うのですけれども、打合せ会は対面で打合せし、調整を図るとの認識でよろしかったですか。

廣瀬課長、お願ひします。

○廣瀬生涯学習課長 学校施設に関しましては、各学校に世話人がいまして、そちらを代表にして利用する団体の調整をしていただくため対面での運用をしています。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

対面で調整をした結果、予約システムを利用して正式に予約するとの認識でよろしかったですか。

廣瀬課長、お願ひします。

○廣瀬生涯学習課長 はい、そのとおりです。

○岡田教育長 ありがとうございます。

先ほどの教育部長から利用までの流れを説明いたしましたが世話人が利用する団体間の調整をするための会議を開催し、その後予約システムで正式に登録していくこととなります。

ほか、ご質問ございますか。

新庄委員。

○新庄委員 さきほど田口部長がご説明された社会人が使用している例がありましたけれども、例えば体育館などでスポーツの練習をするとか、そういった例で合っておりますでしょうか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 まず、前提として、学校施設を使う場合には市内に在住、在勤、在学の方で組織された団体でなければならぬという団体登録上の規定がございます。市民体育館もございますけれども、基本的には夜間開放については、小学生、中学生が使うケースはほとんどなく、社会人の方が使っているケースが多いです。場合によっては子どもたち、学校の場合は、土曜、日曜なども開放しているところもございますので、そういった学校などにおきましては子どもたちが使用する場合も多いです。その場合は一般的に大人の方が指導をすることとなると思っております。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

岩田委員。

○岩田委員 この1ページに載っている2条の本人確認書類の中で個人番号カードがあるのですけれども、マイナンバーカードのことによろしいですか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 法的な表現になっていまして、マイナンバーカードでございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第33号議案 東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

---

## ◎日程第6 その他報告事項

○岡田教育長 日程第6、その他報告事項を行います。

報告事項 (1) 令和6年度東大和市学校給食会計決算の報告について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、令和6年度東大和市学校給食会計決算の報告につきまして、その他報告資料の1、令和6年度東大和市学校給食会計決算書をご覧ください。

学校給食の食材に使用する費用の管理は、公会計ではなく、私会計の給食会計で管理しております。このたび令和6年度の決算がまとまりましたので、内容のご説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

まず、収入支出決算書になります。上の表の収入の欄をご覧ください。

科目1の給食費ですが、右から3列目の調定額、こちらは給食費を無償化する以前に児童・生徒の保護者の皆さまから実際に徴収すべき額となりますが、2億1,965万5,580円で、令和5年度に比べ9,387万1,610円の減となっております。

こちらは、令和7年1月から学校給食費を無償化することで児童・生徒の保護者から徴収することがなくなったことが主な理由です。

収入済額は給食費を無償化する以前に児童・生徒の保護者から実際に徴収した額となりますが、2億1,079万1,496円で調定額に対する収入済額の割合は96%でした。

収入未済額は、過去の分も含め、給食費が支払われず未納となっている額で886万4,084円です。令和5年度に比べ139万2,736円の減となっておりますけれども、こちらは令和7年1月から給食費を無償化したことで、児童・生徒の保護者から徴収することがなくなったことにより令和6年度の収入未済額が減少したためです。

これまで給食費の未納がある家庭に対しましては、通知の送付や電話、訪問などにより支払いの督促を行っております。この収入未済額がなくなるよう引き続き事務を進めたいと考えております。

その下の段、2の繰越金、右から3つ目の調定額は1,032万7,492円で、令和5年度の収入支出差引残高を令和6年度に繰り越したものであります。

次に、2つ下の段、市助成金、右から2列目の収入済額をご覧ください。

こちら1億7,014万4,000円で、令和5年度と比較して1億2,119万7,300円の増となっております。こちらは、令和6年度は物価高騰や学校給食費無償化のため市の助成金を増額したことによるものです。

次に、その下の段、太枠の合計、右から 2 列目の収入済額をご覧ください。

3 億9,170万7,323円で、前年度と比較して2,300万5,361円の増となっております。こちらは給食費の価格を改定したことが主な理由でございます。

続きまして、その下の表、支出でございます。

下の段、合計の右から 3 列目、支出済額をご覧ください。こちらは3 億8,262 万1,192円で、前年度と比較して2,424万6,722円の増となっております。主に学校給食費の食材料費が高騰したことによるものです。

以上、収入支出の合計は、それぞれ下に記載の収入済額合計が3 億9,170万7,323円、その下の支出済額合計が3 億8,262万1,192円で、収入支出差引残高は908万6,131円でございました。

なお、こちらの収入支出差引残高が令和 7 年度に繰り越すものです。

2 ページをご覧ください。

ここからは主なものを中心にご説明をさせていただきます。

まず、2 ページは収入の明細になります。3 の諸収入の欄をご覧ください。

諸収入の1、試食会分は8 万332円で、令和 5 年度と比較して2,898円の増となっております。

令和 6 年度一般市民向けの試食会を1 回初めて実施したところです。一方で市民団体の試食会が令和 5 年度に比べて2 回減少した結果、令和 6 年度の試食した延べ人数は減少しましたが、年度途中に給食費を改定したことにより、1 食当たりの単価が上がったため、微増となっております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

こちらは収入の明細表で、令和 6 年度分の給食費による収入の学校ごとの内訳などを記載しております。

4 ページをご覧ください。

こちらは、令和 5 年度以前の給食費のうち、令和 6 年度に収入した給食費の内訳などを記載しております。収入未済額につきましては、引き続き督促を行ってまいります。

続きまして、5 ページをご覧ください。

こちらは支出の明細で、令和 6 年度の学校給食で使用した食材ごとの内訳と全体の金額に対する構成比を記載しております。令和 5 年度と比較して大きく構成比が変化したものは、上から 2 番目のお米です。これは昨年度、価格が高騰した

影響により構成比が2.4%の増となっております。

6ページをお開きください。

こちらは、給食を食べた児童・生徒の月ごとの延べ人数となります。一番下の段、右から2番目が全体の年間合計となっており、111万4,931食で令和5年度と比較いたしまして4万3,786食の減となっております。こちらは令和6年度から8月が夏休みとなり、給食の提供がなかったことや校外学習など、学校行事で給食を食べない日が増えたことで年間の食数が減少したことが主な理由です。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは小学校の中学年と中学生の月別の1人1食当たりの平均栄養摂取量を記載しております。給食は、毎月の平均栄養摂取量が一定程度基準を満たせるよう献立を工夫しております。1点、熱量について補足させていただきます。

当市の熱量やたんぱく質は国が公表している食品衛生標準成分表に基づいて計算しております。国の成分表が2020年に改定された際に、エネルギーの計算方法が変わりまして、これまでどおり献立を作成していてもエネルギーの値が低く出る状況となっています。これは全国一律同じような状況になっています。一方、国のエネルギー基準値が改定されていないことから、市の数値が国の基準値を下回る状況となっている状況です。

国の基準値との差の許容範囲は10%程度で、当市の場合は4%程度の差ですけれども、10%程度まで許容範囲とされていることや、東京都からは給食の量を増やしてむやみにエネルギー量を増やすことは今まで以上に栄養を取り過ぎてしまうこととなり、食べ残しを増やすことにもつながることもありまして、無理にこの給食の量をエネルギーを上げるために増やす必要はないとの指導をいただいておりますので、問題のないものと考えております。

令和6年度学校給食会計決算の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 1点補足させていただきますと、この決算の内容につきましては、過日、学校給食センター運営委員会におきまして、校長先生の代表、保護

者の代表などにご説明をさせていただきまして、内容につきまして問題ないとご承認いただいていることをここで申し添えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○岡田教育長 よろしいですか。

給食費が無償化されても、これまで未納だった部分については引き続き事務を進めていくことです。約886万の未納金があるということですけれども、督促の通知を出したり、訪問したり、そのような手立てを取りながら払っていただくため、苦労をかけると思いますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。

石井委員。

○石井委員 時効はありますか。また未納者は何年督促するのですか。

○岡田教育長 加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 学校給食費は私会計で運営していると冒頭申し上げましたけれども、時効がなく、ずっと督促する状況です。

○石井委員 ほとんど親の責任だと思うのですけれども、未納者だった子が成長して、自分が払ってなかつたことを初めて知り、払う子もいるかと思います。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 今、担当課長からお話ししましたとおり、基本的に時効がなく、最終的に議会で承認していただき債権放棄する方法もありますが、手続上の問題等もあります。

今お話がありました親に代わって本人が成人して支払をすることは、大変ありがたいことだと思っております。場合によっては、成人年齢が18歳に下がっていることもございますので、訪問した際、お話ができればしたいとは思っております。

○岡田教育長 無償化になっても給食費のことについて目の前の給食にはお金がかかっているという意識を持ちながら、子どもたちや保護者が意識を持ち、給食を食べてもらいたいと自分はすごく願っています。それがたとえ保護者負担の給食費であったとしても、無償化で税金で賄われている給食であったとしても、ここにかかる人たちの気持ちだったり、労力だったり、食材料費としてのお金がかかっている意識は大人も子どもも僕は持つべきだなと思うところです。これまでの

未納だった部分については、その意識を持つてもらえると非常にありがたいなと願っているところです。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

新庄委員。

○新庄委員 その未納の方々の理由は何なんですか。

○岡田教育長 加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 主には、生活の困窮と聞いてはおりますけれども、それ以上の理由については、正直なところ把握ができない状況でございます。

以上でございます。

○岡田教育長 そうですね。実際には就学援助費など、支援をするシステムもありますので、難しいところであるというところです。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 今の点でもう少し補足させていただきますと、真に家庭の経済的な困窮がある方は、教育長からありましたとおり就学援助費制度という補助制度がありまして、給食費が補填されますので、この未納にはならない状況がございます。

ただ、全ての人が就学援助が認定になるかというと、所得状況にも応じて非認定になる方も一定程度いますので、お支払いいただけない場合もあると認識しているところです。繰り返しになりますが、全ての方にコンタクトを取れておらずなかなかお支払いいただけない詳細までは伺えていない現状でございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ほか、よろしかったでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（2）令和7年度第1回図書館協議会への諮問について、本件の報告をお願いいたします。

浴中央図書館長。

○浴中央図書館長 それでは、その他報告事項（2）令和7年度第1回図書館協議会への諮問についてご説明いたします。

資料、その他報告（2）をご覧ください。

東大和市立図書館には、図書館協議会を設置しています。こちらは、図書館法

の定めによりまして、市で東大和市図書館協議会を設置する条例を制定し、設置している協議会です。

このたび、図書館法第14条第2項の規定に基づき、図書館長から図書館協議会会長に対して諮問をしました。

諮問の内容は、東大和市立図書館の今後の在り方についてです。

諮問の理由は、資料に記載がありますとおり、開館して40周年を迎えたけれども、社会の状況が変化しており、利用者が図書館に求めること、また、社会全体も少子高齢化社会の進展や人口減少等の状況がございます。そのような状況で今後、東大和市立図書館がどのように進んでいったら良いのかということについて、図書館協議会のご意見を聞くため、諮問をさせていただきました。

諮問は、令和7年7月17日に開催されました令和7年度第1回図書館協議会において行わせていただき、答申は今年度末、令和8年2月頃をめどにお願いさせていただきました。

委員は現在10名いらっしゃいますけれども、早速メールアドレスの交換をなさったり、市に対して資料を要求するとのお話をいただきまして、会長を中心に今後活発な議論がされると期待しています。

説明は以上でございます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

これまで40年間開館してきた中で、図書館の協議会に今後の図書館の在り方について諮問をしたことはあるのですか。

浴中央図書館長。

○浴中央図書館長 毎年、諮問をしているわけではなくて、平成の頭の頃、当時中央図書館しかなかった時代に、市内全域へのサービスの進め方に対して諮問、答申をいただいたことがございました。最近では令和4年度から導入した地区図書館の指定管理者制度について、図書館の開館時間や開館日の見直しに関するご意見をいただく諮問をし、答申をいただいたことがございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

今後の図書館の在り方について答申をいただくことでございます。また新しい

考え方等も出てくるかもしれませんので館長から諮問したということでござります。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

---

#### ◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年第7回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 3時33分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

岡田博史

会議録署名委員

岩田圭子